

# 「ツキノワグマ出没注意報（春期）」の発令について

令和8年4月16日  
自然保護課

## 1 目的

穴持たず（冬眠しないクマ）や早期の出グマ（冬眠明け）への注意を継続する必要があることから、4月15日までを期間とする「ツキノワグマ出没注意報（冬期）」を全県に発令しておりましたが、クマの冬眠期間中においても人里への出没や民家等の敷地内への立て籠もりが繰り返し発生しているほか、4月7日には郡山市市街地で体長約1.8mのクマが出没し、8日に県内3例目となる緊急銃猟を行うなど、クマによる人身被害の発生が懸念されることから、「ツキノワグマ出没注意報（春期）」を発令することで、最大限の注意喚起を図るものです。

## 2 発令期間 令和8年4月16日（木）から令和8年6月30日（火）まで

## 3 発令基準

### (1) 注意報

ア 前年秋のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、並作又は豊作のとき（春期）

イ 2月から3月の平均気温が例年よりも高く、クマの活動が例年よりも早く活発となる可能性があるとき（春期）

ウ 当該年のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、凶作又は大凶作と予測されるとき（秋期）

エ 前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき

オ その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき

### (2) 特別注意報 ※下線が今回該当項目

ア クマによる人身事故が発生したとき

### (3) 警報

ア クマによる死亡事故が発生したとき

イ その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき